

令和 8 年 1 月 27 日

厚生労働省発職 0127 第 2 号
令 和 8 年 1 月 27 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「職業安定法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 1 有料職業紹介事業者が事業所を新設する場合にあっては、当該事業所（以下「新設事業所」という。）を新設する事業年度の翌事業年度末までの間、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者（職業紹介責任者として実務に従事した期間が通算して十年以上である者に限る。）を新設事業所の職業紹介責任者として兼任させることができることとする。この場合において、当該他の事業所（以下「既存事業所」という。）又は新設事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の合計の人数は、職業紹介責任者一人につき五十人以下とする。また、既存事業所又は新設事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が五十人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が五十人を超える事業所の職業紹介責任者のうち少なくとも一人以上は、当該事業所に専属の職業紹介責任者とする。（職業安定法施行規則第二十四条の六第一項関係）
- 2 職業安定法第三十二条の七第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出（事業所の新設に当たって職業安定法施行規則第二十四条の六第一項第三号の規定に基づき有料職業紹介事業者が職業紹介責任者を兼任させる場合に限る。）にあっては、職業安定法施行規則第二十三条第二項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る職業安定法施行規則第十八条第三項第一号チからルまでに掲げる書類及び当該兼任に関する書類を添付しなければならないこととする。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したとき又は兼任させたときは、同号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しないこととする。（職業安定法施行規則第二十三条関係）
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この省令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）